

自立支援医療(精神通院医療)支給認定申請書(新規・更新・再申請・市外転入・変更・再交付)

(申請先) 横浜市長

申請日 令和4年4月1日

私は、次のとおり、自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を申請します。この申請に関して、変更の届出を提出するに同意します。また、指定した医療機関

申請者全員の市民税の課税状況・収入状況、精神保健福祉手帳の取得状況、世帯員全員の同意も得ています。

申請書の記入日を記載してください。ただし、申請の受理日は「申請日」ではなく「事務処理センターが書類を受領した日」となりますのでご注意ください。

申請者氏名※1 (18歳未満の場合は保護者)

横浜 太郎

Form with fields for personal number (111122223333), recipient number, address (横浜市中区本町6-50), birth date (40年1月11日), and medical insurance details (横浜市国民健康保険).

申請内容の確認や手続きの進捗状況を確認されたい際は、こちらにご記入いただいた電話番号へ折り返しご連絡差し上げるようになります。

090(5555)5555

以下は前回申請と変更がある項目のみご記入ください。記入のない項目は内容の変更がないものとして取り扱います。ただし、国民健康保険の方は変更のない場合も受診者と同一保険の加入者をご記入ください。

Form for medical insurance details including insurance name (横浜市国民健康保険), insured name (横浜 一郎), and medical institution information (横浜市中区▲▲町11-11).

※1 申請者氏名(18歳未満の場合は保護者)については記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。
※2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第35条、第45条、第47条、第48条により申請書に記載する項目として規定されています。
※3 受診者本人と異なる住所の場合に記入してください。
※4 本人が提出する場合は記入不要です。
※5 記載のない場合は受診者住所に送付します。
※6 どちらかに○をしてください。○のない場合は申請するものとして取り扱います。
(注) 更新(診断書の提出が2年目)の場合で、治療方針に変更がある場合は、新たに診断書を提出する必要があります。(裏面あり)

※ 市民税非課税世帯の方は、次の収入申告書についてもご記入ください。

収入申告書

私は、自立支援医療（精神通院医療）支給認定にかかる申請をするにあたり、次のとおり前年（自立支援医療を受ける日の属する月が1月～6月である場合はその前々年）の収入を申告します。

前年（自立支援医療を受ける日の属する月が1月～6月である場合はその前々年）の収入		
①公的年金等収入		
(1) 老齢基礎年金、老齢厚生年金	有・ <input type="radio"/> 無	円
(2) 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、特別障害給付金等	<input type="radio"/> 有・無	780,000 円
②手当等収入 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当	有・ <input type="radio"/> 無	円
③その他の収入 労災等による障害補償給付及び障害給付等	有・ <input type="radio"/> 無	円
④地方税法の合計所得金額 「合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう	有・ <input type="radio"/> 無	円
※受診者本人（受診者が18歳未満の場合は保護者）の収入を記入してください。 ※傷病手当は上記の収入には含まれません。 ※①(1)および④については、横浜市税務システムで金額が確認できた場合は、そちらの金額を用います。	合計	780,000 円

世帯の特例に関する申請（国民健康保険に加入している人が対象となります。）

※世帯とは

精神通院医療の「世帯」とは、住民票上の世帯にかかわらず、受診者と同じ保険に加入している方を「同一世帯」とみなします。

受診者（配偶者がいる場合は配偶者を含む）が次の条件すべてに該当する場合は、受診者（配偶者がいる場合は配偶者を含む）のみを市民税非課税世帯として認定する制度です。

- 1 世帯が国民健康保険に加入している
- 2 受診者（配偶者がいる場合は配偶者を含む）が市民税非課税者である。
- 3 同一世帯に属するその他の家族に課税者がいる。
- 4 受診者（配偶者がいる場合は配偶者を含む）が税制上において「3」の課税者の扶養となっていない。

世帯の特例について、適用を希望する場合は、次の口にチェックしてください。

世帯の特例について、申請します。

【例1】

- ・受診者及び受診者の両親が同一国保に加入
 - ・受診者及び母は非課税者、父は課税者
 - ・父は受診者を税扶養にとっていない
- ⇒ 特例適用可能です。✓を入れてください。

【例2】

- ・受診者、受診者の妻及び受診者の両親が同一国保に加入
 - ・受診者及び母は非課税者、妻及び父は課税者
 - ・妻及び父は受診者を税扶養にとっていない
- ⇒ 特例適用不可能です。

事務処理欄

備考